

指定障害福祉サービス事業所 各位

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長  
(公印省略)

令和6年度障害福祉サービス報酬改定に伴う加算等の算定に係る届出について

日頃、本県の障害福祉行政の推進については、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス事業所の基本報酬及び加算等の届出については、毎月15日以前に提出なされた場合には翌月から、算定を開始するものとされております。

しかしながら、この度令和6年4月の令和6年度障害福祉サービスの報酬改定により内容に変更があった加算等に係る届出については、4月中に届出を行うことを認める通知等が国から発出されております。

上記を踏まえ、令和6年4月1日から算定を行う加算等の追加・変更については、下記のとおり取り扱い、提出期限を4月19日(金)まで延長することとします。

また、4月からの加算等の追加・変更を行う場合、利用者等に十分な説明を行い、周知をするようお願いします。

なお、前年度から報酬区分や内容に変更がない場合、サービス種別、基本報酬及び加算・減算等の種類に関わらず、届出の提出は不要であることを申し添えます。

記

1 提出期限

令和6年4月19日(金)【必着】

2 提出方法

千葉県健康福祉部障害福祉事業課 療育支援班宛てに郵送

郵便番号：〒260-8667

郵送先住所：千葉県千葉市中央区市場町1-1

※メールによる提出は認めません。

3 提出書類

- (1) 第九号様式 変更届出書
- (2) 第六号様式 障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (3) 障害児通所・入所給付費算定に係る体制等状況一覧表(変更するサービスのもの)
- (4) その他必要となる添付書類(体制等状況一覧表及び各別紙参照)

4 対象となる届出

令和6年度障害福祉サービス報酬改定により変更があった加算等に係る届出

※処遇改善加算については、令和6年3月22日付け障事第2044号で通知した取扱いから変更ありません。

5 留意事項

別添「提出に係る注意事項」を参照のこと。

<問合せ先>

千葉県健康福祉部障害福祉事業課  
療育支援班

TEL : 043-223-2336

Mail : ryouiku@mz.pref.chiba.lg.jp